平成〇〇年

羽島市「道の駅」整備構想

提案書

平成〇〇年〇月

0000

目次

1.	「道の駅	」整備構想策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	「道の駅	」整備の必要性○
3.	「道の駅	」の位置づけと役割
4.	「道の駅	」実現に向けた今後の課題○
資料	4	
	I	000000
	I	000000
	${\rm I\hspace{1em}I}$	000000
	W	00000

1.「道の駅」整備構想策定の背景と目的

- ※なぜ、今、進めなければならないのか?
- ※なぜ、直売所ではなく道の駅でなければいけないのか?
- ※行政と民間との役割分担は?
- 羽島市における~を図るために「道の駅」の構想をご提案致します。

I 整備構想策定の背景

- ※出来るだけ具体的な目標年度を示す根拠が有ることが望ましい。
- ※消費者ニーズや社会トレンドだけではなく地域固有の背景を明確にすることが望ま しい。
- ●○○線改良による交通流動の変化
- ●余暇活動ニーズの変化
- ●食の安心・安全に対する意識の高まり
- ●地産地消(地域内循環)に対する意識の高まり
- ●防災力向上に対する意識の高まり(防災機能を設ける場合)

Ⅱ 基本構想策定の目的

- ※国土交通省としての目標、羽島市としての目標、地域社会(企業、団体、住民など) としての目標を検討・整理する必要がある。
- ※最初に、道の駅としての目的
- ※次に、道の駅を活用することで得られる効果
- ※更に、地域活性化にとっての必要性
- ●道路利用者の利便性・安全性に対する寄与
- "観光交流"の拠点、起点、ショールーム
- ●六次産業的商品の提供施設
- ●命や財産の安心・安全な社会実現のための羽島市の中核的防災連携拠点施設(防災機能を設ける場合)
- ●直売・交流拠点として羽島市民が喜びと活力のある自己表現、自己実現の場としてのコミュニティ施設

※整備構想を策定するの目的

地域活性化に結びつく「道の駅」としての役割を検討する

2. 「道の駅」整備の必要性

ドライバーは旅の途中で「休憩」「買い物」「食事」「観光情報」「交通情報」「災害情報」 「気象情報」「地域情報」など様々な場・機会を求めています。

「道の駅」には、その様な様々なドライバーの要求を満たすとともに、地域社会全体と してのメリットにもつながるような取組が求められています。

- ※それぞれの項目に対して裏付けとなるデータを揃える必要がある。
- ※データは出来るだけ羽島市のデータとし、無い場合には岐阜県、中部圏等のデータを用 いる。
- ※提案者として各ニーズに対してどの様な取り組みが出来るのかを精査しておく。

「休憩」ニーズ

「道の駅」利用目的は、休憩とトイレの利用が最も多くなっています。また、「道の駅」 利用者の大半が「道の駅」を旅行の行程に組み込んでいます。

Ⅱ 「情報発信」ニーズ

「道の駅」利用者の大半に、地域の道路情報や歴史・文化・観光等の情報発信等の公 的な施設としての役割が期待されていますが、各地の「道の駅」では機材の故障や、 提供されている情報が古いなど適切な情報発信が行われていない「道の駅」を多く見 受けられます。

Ⅲ 「地域の連携」ニーズ

「道の駅」利用者は、食事や地域の特産品の買い物を目的としており、地域らしさの ある商品・食事の提供が求められており、事業としての「道の駅」を評価する上で最 も重要な要素となります。

Ⅳ 「防災」ニーズ

発災時における防災拠点として「施設」「物資」「空間」などが揃っている「道の駅」 の役割は大きく、3.11東日本大震災を受けて備蓄物資の提供、被災者の受け入れ、救 援拠点の設置などの役割を担うことが期待されています。

図1 道の駅の基本的機能と防災拠点化

※羽島に設ける道の駅として必要な機能を整理する。機能とは整備を図る施設としてだけ ではなく永続的に運営を続けていく上で必要な機能に絞ることも必要となる。

平常時利用

防災拠点化への展開

休憩機能 ●トイレ、駐車場 ●避難場所(飲料水貯水槽) 防災備蓄倉庫(食糧、工具・備品など) 飲料水貯水槽 地下貯水槽(用水及び汚水タンク) 防災トイレ(中水処理設備)

救援対応拠点(自家発電設備)

- ●道路や地域の情報を提供 ●災害情報、安否情報 迂回路情報、危険箇所情報、気象情報
 - ●救援物資の輸送中継·配布 避難所 ボランティア情報(参加、受入)

情報発信機能

地域連係機能 ●地場産品販売、観光情報

※防災拠点化に併設することが望ましい機能 入浴施設、太陽光·風力発電装置

3.「道の駅」の位置づけと役割

※羽島市における各種上位計画における道の駅の位置づけと役割を示す。

「羽島市総合計画 第〇期基本計画」に示されている施策体系に於いて「道の駅」の果たす施策を示します。

将 来 都市像		政策名		施策
	I	人々が安全に安心して暮らせる	1	危機管理・防災対策の推進
		まちづくり	2	防犯対策の推進
			3	交通安全対策の推進
			4	公共交通の充実
			15)	道路ネットワークの充実
			6	計画的な土地利用の推進
未	\blacksquare	みどり豊かな環境と共生する	7	地球温暖化防止対策の推進
来		まちづくり	8	廃棄物の抑制とリサイクルの推進
輝			9	住環境の充実
<			10	水環境の保全
産	\blacksquare	働く人々が輝き続ける	11	農業の振興
業		まちづくり	12	商工業の振興
•			13	働く場の確保と企業誘致の促進
定	$\mathbb{I}\!$	みんな元気で笑顔あふれる	14	市民参加によるまちづくりの推進
住		まちづくり	15	健康づくりの推進
拠			16	高齢者の自立と社会参加の促進
点			17	障がい者の自立と社会参加の促進
都			18	社会福祉の推進
市			19	子どもを見守り、育てる地域づくり
			20	義務教育の充実
			21	生涯学習の推進
			22	生涯スポーツの推進
			23	人権が尊重される社会づくり
			24	歴史と伝統文化を活かした郷土愛の醸成
			25	行政改革の推進
			26	財政改革の推進

これらの施策に沿って「道の駅」の位置づけと役割を整理すると以下の様になります。

I 人々が安全に安心して暮らせるまちづくり

(1)危機管理・防災対策の推進…施策の方針として"地震・自然災害発生に対する、自助・共助・公助による防災体制の整備"が示されています。「道の駅」に必要な機能として防災機能の設置が求められており、駐車場とトイレなどの設備が揃っている「道の駅」は緊急時における待機場所、発災後の災害ボランティア受け入れ場所など様々な活用が可能な空間でもあります。その為には事前に地域防

災における役割を明確にしておくことが必要となります。

平成23年度の策定された「〇〇市地域防災計画書」において防災関係機関等の処理すべき事務及び業務として羽島市は"防災に必要な物資及び資材の備蓄整備"などを行うこととなっており、「道の駅」はこれらの役割も担っています。

(2)交通安全対策の推進…交通安全対策としてカーブミラーや信号の設置など施設面での整備とともに交通安全に対する意識啓発が必要となります。これらの取り組みの対象者は市民を中心とした人たちであり、遠隔地からの来訪者に対する対策としては誘導標識の整備などが図られてきました。本来「道の駅」は交通安全施設として車両運転者の休憩機能を整備の目的としてきました。都市域及び都市近郊の「道の駅」においては深夜から早朝にかけて大型輸送車両の時間調整の場所として利用される傾向にあり、大型車の駐車スペースを充分に確保する必要があります。

Ⅱ 働く人々が輝き続けるまちづくり

- (1) 農業の振興…生産性の向上による価格競争力の強化は国際社会の一員である我が国の 農業にとっても重要な課題です。しかし、これら大規模化・効率化を目指す農 業生産方式には馴染まない。高齢化が進んだ農家の多くは小規模で自家消費を 主とした生産を細々と続けている例も多く見受けることが出来ます。大規模農 家から小規模農家まで様々な生産者が「道の駅」に併設された地域産品の直売 施設に持ち寄ることによって地域住民のみならず、広域からの来訪者にとって も魅力のある土産物の購買の場として利用される様になります。また、意欲の ある農家には農産物の生産指導などを通し、市場で価値のある農産品づくりを 進める契機ともなります。
- (2) 商工業の振興…施策の課題として"農商工連携による新たな起業化"が示されています。様々な顧客ニーズは新たな商品開発を行う上で重要な情報となります。直売施設で得られる消費者の声を生産者に伝える仕組みの構築により農産品の加工を中心とする地域資源活用型の産業育成・強化に役立てることが出来ます。

Ⅲ みんな元気で笑顔あふれるまちづくり

- (1) 高齢者の自立と社会参加の促進…農産物の直売は、専業農家だけではなく地域の高齢者の生き甲斐づくりとしても極めて大きな成果を上げています。生産活動・販売活動は高齢者の方々にとって経済的・肉体的・精神的な自立を促進させてくれるとともに、地域環境の維持や社会を守る活動にとっても大きな効果が期待されます。
- (2) 障がい者の自立と社会参加の促進…農産物直売所では地域の社会福祉作業所などで生産された商品も扱われ、障がいを持った方々の自立に役立てて頂けます。障がいを持った人々も、そうでない人々も互いの長所を発揮出来る場としての役割を「道の駅」は担っています。

主婦の買い物場所がない。くらしやすいまちづくりのため、ショッピングセンター の誘致をしてほしい

まちづくり座談会~市民からの主なご意見・ご提案

4.「道の駅」建設に向けた今後の課題

I 利用者の視点を意識した「道の駅」

最も重要なのは「道の駅」の各機能、各要素が利用者にとって魅力的であることです。これらを事業者側の都合で構成するのではなく、利用者が「道の駅」に何を求めているのか、何が魅力的に感じられるのかを考えることが重要となります。

「道の駅」利用者は客層、年齢、目的等が様々なことから、マーケティングに立脚 したターゲットの想定、ターゲットニーズを的確に捉えた計画が必要となります。

Ⅱ 地域特性を活かした「道の駅」

「道の駅」の大きな魅力の一つとして「食」が挙げられます。旅行の途中で立ち寄った人たちにとって郷土色など旅先での味わいは、いつまでも忘れられない思い出となります。また、全国どこの観光地で見受けられる様な土産物の品揃えでは顧客ニーズに答えることは出来ません。

利用者にとって「道の駅」は新たな発見の場、ドライバーにとっての休憩機能はもとより、あらゆる分野の地域情報は立寄客にとって魅力の最大要素であることから、地域情報や地域特性を整理し、的確に発信していくことが他の「道の駅」との差別化にとって重要となります。

Ⅲ 利用者に対して明確なコンセプトの伝わる「道の駅」

利用者から見て、「道の駅」が単なる休憩、食堂、売店等諸室の組み合わせ施設ではなく、その地域を代表するテーマ性を持たせた施設とすることが必要となります。そのためには、計画段階から「ハード」「ソフト」とも明確なコンセプトを確立し、そのコンセプトに沿った諸施設の計画を展開していくことが最善の方策となります。

Ⅳ 計画的な集出荷体制の整った「道の駅」

周辺の直売所や地域で生産された農産物の取り扱いを希望する小売業などと一体となった農産品などの商品の一括集出荷を行うと高い効率性が期待できます。この場合、 出荷先の固定化をせず販売成績のによって取り扱い店舗を入れ替えるなど競争心を高める工夫も必要となります。

V 〇〇線改良にあわせ準備を進めた「道の駅」

○○線改良後の供用開始時には「道の駅」としてお客様に満足をして頂けるサービスを提供できる様に準備を行うとともに、○○からの誘導標識の整備など関連施設の整備も進める必要があります。

VI 健全な運営管理体制による「道の駅」

上記要素を満たした魅力的な「道の駅」が完成されたとしても、その運営管理に係る体制が硬直化したものでは利用者に対して充分な満足を与えることは出来ません。

柔軟性のある運営管理体制を構築するとともに、運営管理の収支バランスが健全でなければその魅力を継続することはできません。このため、計画段階から運営管理主体の考え方、運営管理に係わる収入、支出の検討を行い健全な体制を構築しなければなりません。

表 開業までの工程

衣・囲来なりの工住	平成〇年度		平成〇	成〇〇年度 平成〇〇年度				平成〇〇年度				平成〇〇年度					
	12~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	12~3	4~6	7~9	10~12	12~3	4~6	7~9	10~12	12~3
1. 基本構想 (1)背景と目的 (2)整備の必要性 (3)位置づけと役割 (4)実現に向けた今後の課題								1 1 1 1 1 1 1 1									
2. 基本計画 (1)立地分析 (2)ポジショニングの設定 (3)企画・方針 (4)施設計画 (5)管理運営計画 (6)事業方針			_		_												
3. 実施設計 (1)施設設計 (2)管理運営(施設) (3)管理運営(組織) (4)事業計画 (5)法手続など																	
4. 施工監理/運営計画 (1)造成工事 (2)建築工事 (3)設備工事 (4)内装工事 (5)外構工事 (6)付帯工事他								1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				-					
5. 広域道路網整備 (1)○○線改良工事 (2)関連道路整備 (3)その他の関連事業 (4)事業実施計画						-											
6. 関連事業 (1)事業組織 (2)枠組の検討 (3)ネット直売所 (4)6次産業化 (5)事業実施計画																	

資料

1.「道の駅」が出来るまで

図1 「道の駅」整備の流れ 施設設置者(羽島市)

地域振興施設等の計画・構想

道路管理者(国または岐阜県)

休憩施設の計画・構想



コンセプト・施設計画等の調整 「道の駅」に関する協定

「道の駅」の整備計画策定

羽島市等が整備する 地域振興施設等の整備 羽島市及び道路管理者が共同で 整備する施設等の整備 道路管理者が整備する駐車場等 の休憩施設等の整備

「道の駅」の登録

「道の駅」の供用開始

2. 施設構成

(1)駐車場

24時間利用可能で、利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場。「道の駅」を設置する交通量により駐車台数は算出されるが、概ね20台(大型車用は2台分に換算)以上となっている。(道の駅付帯の駐車場)

今回の計画では大規模な直売機能を有することから、現状の道路利用者に対応した需要 設定ではなく、多くの観光客を誘致する需要創出という視点で駐車場規模の算出を行う必 要がある。(地域振興施設としての駐車場)

(2)トイレ

清潔で24時間利用可能で、便器数は想定される利用者数から算出されるが概ね10器以上が必要となる。また女性、子供、高齢者、障害者用など様々な人々への配慮が必要となる。(道の駅付帯のトイレ)

(3)バリアフリー

駐車場とトイレの間を結ぶ主要な歩行経路はバリアフリー化を図ることとし、歩行通路 以外の施設全体についてもバリアフリー化を極力努める必要がある。

(4)案内・サービス施設

原則として案内人が常駐し、道路や地域の情報を親切に提供。情報提供にあたっては、 情報提供場所の確保と次の情報を含めて積極的に行うこととしているが、案内専門職員を 設置している「道の駅」は極めて希であり、情報提供の工夫や、利用者目線に立った職員 教育の実施などでサービスの向上を図ることが有効である。

- ・道路情報・案内板・電話の設置
- 道路情報及び近隣の「道の駅」情報
- ・近隣地域まで含めた観光情報(観光地、イベント、農業・自然体験、宿泊施設など)
- •緊急医療情報 •災害発生情報 •その他利用者の利便に供する情報

3. 設置位置

休憩施設としての利用のしやすさや「道の駅」相互の機能分担の観点から、広域的な視点から適切な場所に設置することが求められている。

4. 整備主体

一般的には市町村・公益法人と道路管理者が一体となって整備を図るが、市町村が単独で整備を行い「道の駅」として登録申請を行うことも出来る。

道の駅の設置者

- ●民設民営の道の駅
- 道の駅「よつくら港」…平成21年12月26日にオープンをした福島県いわき市の国 道6号上にある道の駅。もともと地元のNPO法人が運営す る物産館であったが、客足が遠のいたことから道の駅とし てリニューアルすることを目指し、国や市の補助を受け約 1億円をかけて物産館を改装し開駅した。このような経緯 から東北地方では初の民設民営の道の駅となっている。

●官設民営の道の駅

- ・道の駅「ふぉレスト君田」…平成9年10月21日にオープンをした広島県三次市君 田町の主要地方道三次高野線沿いにある道の駅。住民の出 資による官民一体の第三セクターが運営主体の官設民営に よる道の駅。
- ・道の駅「萩しーまーと」…山口県萩市の主要地方道萩川上線沿いにある道の駅。萩市内の3つの漁業協同組合(萩市大島漁協、萩越ヶ浜漁協、萩市大井湊漁協。現在は合併して山口県漁業協同組合の支店)が鮮魚仲買業者や食品加工業者と共同で設立した「ふるさと萩食品協同組合」によって運営されている官設民営による道の駅。
- ●民設民営の「道の駅」類似施設
- よりみちの駅「幌岡SOUKO」…民間企業による地産地消の施設。

5. 景観計画

地域の優れた景観を損なうことがないよう配慮。周辺の自然環境との調和、豊かな植栽と落ち着いた色調、素材の使用が求めらる。

6. 地域との連携

道を軸として「駅」が連携し、地域との連携を拡大させる機能が求められている。通過から滞留・滞在など地域社会への波及的効果を拡大させる必要がある。

7. その他の配慮事項

- 年少者・高齢者・障害者等、様々な人々の使いやすさに配慮。
- ・利用者が立ち寄りやすいような案内板の設置。道路地図への掲載。
- ・交通安全上の配慮。円滑な出入口の確保。

8. 配置条件

(1)対象路線

「道の駅」配置対象路線は、以下の要件に該当する路線を目安として設置する。

- ①一般国道で交通量が概ね5.000台/日以上であること。
- ②5,000台/日以上の都道府県道で、一般国道と同様に長距離トリップ交通を担っている一般道路。

(2)配置の検討

「道の駅」の配置は、設定した整備計画対象路線に対し、民間等の休憩機能を持つ施設も活用しつつ、設定間隔が10~20kmを目安として、最大でも25km程度に一ヶ所の設置が望ましい。

その際、高速道路のサービスエリア、パーキングエリアやインターチェンジとの位置関係も十分に配慮して検討を行う。

「道の駅」は、主要な幹線道路に直面しているだけでなく、アクセス道路を介して少し 引き込んだ位置への配置も可能であるが「道の駅」自体が旅行の目的施設となりうるだけ の魅力が無ければ案内誘導を行っても充分な利用者は見込めない。

9. 配置計画の基本方針

配置計画の策定にあたっては、「道の駅」の目的を達成するために、以下の基本方針に添 うように行わなければならない。

- ①主要な幹線道路においては、近隣市町村の「道の駅」や民間等の休憩施設を持つ施設を考慮しつつ適切な間隔で「道の駅」を配置し、休憩施設の充実を図る。
- ②活性化が求められている地域などにおいて、交流の拡大や地域連携を促進し、魅力と活力のある地域づくりを支援する。
- ③レジャー交通の増大、広域化に対応し、休日交通にも配慮した整備を図る。
- ④高速道路における休憩施設(サービスエリア、パーキングエリア)や一般道路の結節 点となるインターチェンジの位置関係にも配慮し、休憩や情報提供の面からも高速 道路との連携を図る。

10. 整備主体

「道の駅」は地域の玄関となる重要な公共施設であり、その整備は地域を代表する市町村、公益法人等と道路管理者が一体となって行う必要がある。(表1)

表1 機能区分と整備主体

		機能区分					
		休憩機能	情報機能	交流機能	その他の機能		
整備主体	道路 管理 者		道路情報提供施設		防災施設		
14	自治体	駐車場、施設内トイレ、レストラン、公園、休憩所	電話、FAX、各種通信施設、観光案内		事務室、会議室、加工施設(地場食材等産品)		
	民間など	駐車場、入浴施設	シネマコンプレックス	体験施設(機能が限 定されている施設)	商業施設、レクリエ ーション施設、加工 施設(食品加工等)		

また、「道の駅」は安心して休憩できる場であると同時に、地域に関する偏りのない、信頼できる情報が入手できる場所としの役割も担っている。よって、案内、サービス施設は公共性、信頼性を確保するために設置者を市町村または市町村に代わり得る公的な団体が望ましい。

市町村に変わり得る団体とは、1)都道府県、2)地方公共団体が三分の一以上を出資する 法人、3)地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益 法人のいずれかに該当するものとなっている。

11.「道の駅」の登録

「道の駅」の案内・サービス施設の設置者は、当該施設を「道の駅」として登録申請することがでる。

道路局長は、申請に基づき、登録簿に登録し、申請者に登録証を交付する。

「道の駅」設置者と道路管理者が協力して広報に努める一方、国土交通省では、登録に 基づいて「道の駅」の一覧表を作成し、全国の道路管理者に送付する。

また、国土交通省で監修している道路時刻表や様々な道路地図に掲載していくことになっている。

道の駅の設置者

- ●民設民営の道の駅
- ・道の駅「よつくら港」…平成21年12月26日にオープンをした福島県いわき市の国道6 号上にある道の駅。もともと地元のNPO法人が運営する物産館 であったが、客足が遠のいたことから道の駅としてリニューア ルすることを目指し、国や市の補助を受け約1億円をかけて物 産館を改装し開駅した。このような経緯から東北地方では初の 民設民営の道の駅となっている。

●官設民営の道の駅

- ・道の駅「ふぉレスト君田」…平成9年10月21日にオープンをした広島県三次市君田町 の主要地方道三次高野線沿いにある道の駅。住民の出資による 官民一体の第三セクターが運営主体の官設民営による道の駅。
- ・道の駅「萩しーまーと」…山口県萩市の主要地方道萩川上線沿いにある道の駅。萩市内の3つの漁業協同組合(萩市大島漁協、萩越ヶ浜漁協、萩市大井湊漁協。現在は合併して山口県漁業協同組合の支店)が鮮魚中買業者や食品加工業者と共同で設立した「ふるさと萩食品協同組合」によって運営されている官設民営による道の駅。
- ●民設民営の「道の駅」類似施設
- •よりみちの駅「幌岡SOUKO」…民間企業による地産地消の施設。